

松江市一般廃棄物処理実施計画

《平成28年度》

松江市環境保全部

目 次

第1章 基本的事項

1 目的	1
2 計画期間	1
3 計画区域	1
4 計画対象廃棄物	1
5 廃棄物処理の基本方針	1
6 ごみ処理の基本体系	2・3

第2章 一般廃棄物の処理体制（ごみ）

1 一般廃棄物の区分及び搬入量の見込み	4
2 収集運搬する一般廃棄物	5
3 家庭系ごみの収集運搬方法	6・7
(1) 収集運搬方法	6
(2) 委託業者	6
(3) 排出方法	6・7
4 家庭系ごみの処理手数料等	7・8
(1) ごみ処理手数料	7
(2) 自己搬入ごみの処理手数料の減免	7・8
(3) 収集及び処理にかかるごみ処理手数料の減免	8
5 事業系ごみの収集運搬方法	8
(1) 収集運搬方法	8
(2) 排出方法	8
6 事業系ごみの処理手数料等	8
(1) ごみ処理手数料	8
7 一般廃棄物の処分方法	9・10
8 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）	11
(1) 許可業者一覧	11
(2) 許可区分	11
(3) 許可の更新期間	11
9 一般廃棄物処理業許可業者（処分業）	12
(1) 許可業者一覧	12
(2) 許可区分	12
(3) 許可の更新期間	12

第3章 一般廃棄物の処理体制（し尿・浄化槽汚泥等）

1 収集運搬体制及び排出量の見込み（し尿・浄化槽汚泥等）	12・13
2 一般廃棄物の収集運搬方法	13・14
(1) 収集運搬方法	13
(2) 委託業者・許可業者	13・14
3 し尿の処理手数料	14
4 浄化槽汚泥等の処理手数料	14
5 一般廃棄物の処分方法	14・15

6	一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬業)	15
(1)	許可業者一覧	15
(2)	許可区分	15
(3)	許可の更新期間	15
7	浄化槽清掃業許可業者	16
(1)	許可業者一覧	16
(2)	許可区分	16
(3)	許可の更新期間	16

第4章 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可方針

1	一般廃棄物処理業(ごみ)の許可方針	16
(1)	一般廃棄物処理業(収集運搬業)	16
(2)	一般廃棄物処理業(処分業)	16
2	一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥等)の許可方針	17
(1)	一般廃棄物処理業(収集運搬業)	17
(2)	一般廃棄物処理業(処分業)	17
3	浄化槽清掃業の許可方針	17
(1)	浄化槽清掃業	17

第5章 一般廃棄物処理施設

1	施設概要	17・18・19
(1)	エコクリーン松江	17
(2)	エコステーション松江	17
(3)	西持田不燃物処理場	18
(4)	西持田リサイクルプラザ	18
(5)	川向リサイクルプラザ	18
(6)	西持田最終処分場	18
(7)	川向クリーンセンター	18
(8)	朝日ヶ丘団地地域し尿処理施設	19
(9)	意東地区農業集落排水処理施設	19
(10)	移動脱水処理施設	19

第6章 ごみ排出抑制・資源化の目標

1	基本方針	19・20
(1)	家庭系ごみの施策	19・20

第7章 不法投棄対策

1	基本対策	20
---	------	----

第8章 海岸漂着ごみの処理

1	基本対策	21
---	------	----

第9章 今後の方針

1	使用済み小型家電機器等の再資源化について	21
---	----------------------	----

第1章 基本的事項

1. 【目的】

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年度の一般廃棄物の処理及び必要な事業についての実施計画を定めたものである。

2. 【計画期間】

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

3. 【計画区域】

松江市内全域とする。

4. 【計画対象廃棄物】

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業所から排出される「事業系ごみ（産業廃棄物を除く）」とする。

但し、下記の内容は本計画から除くものとする。

- (1) 廃棄物処理法で定める特別管理一般廃棄物
- (2) 廃棄物処理法で定める適正処理困難物
- (3) 特定家庭用機器再商品化法で定める機器
- (4) 資源の有効利用の促進に関する法律に定めるパソコン等
- (5) 廃棄物処理法で定める広域認定制度対象品目
- (6) 製造者自らが処理する廃棄物
- (7) 放射性物質及びこれによって汚染されたもの

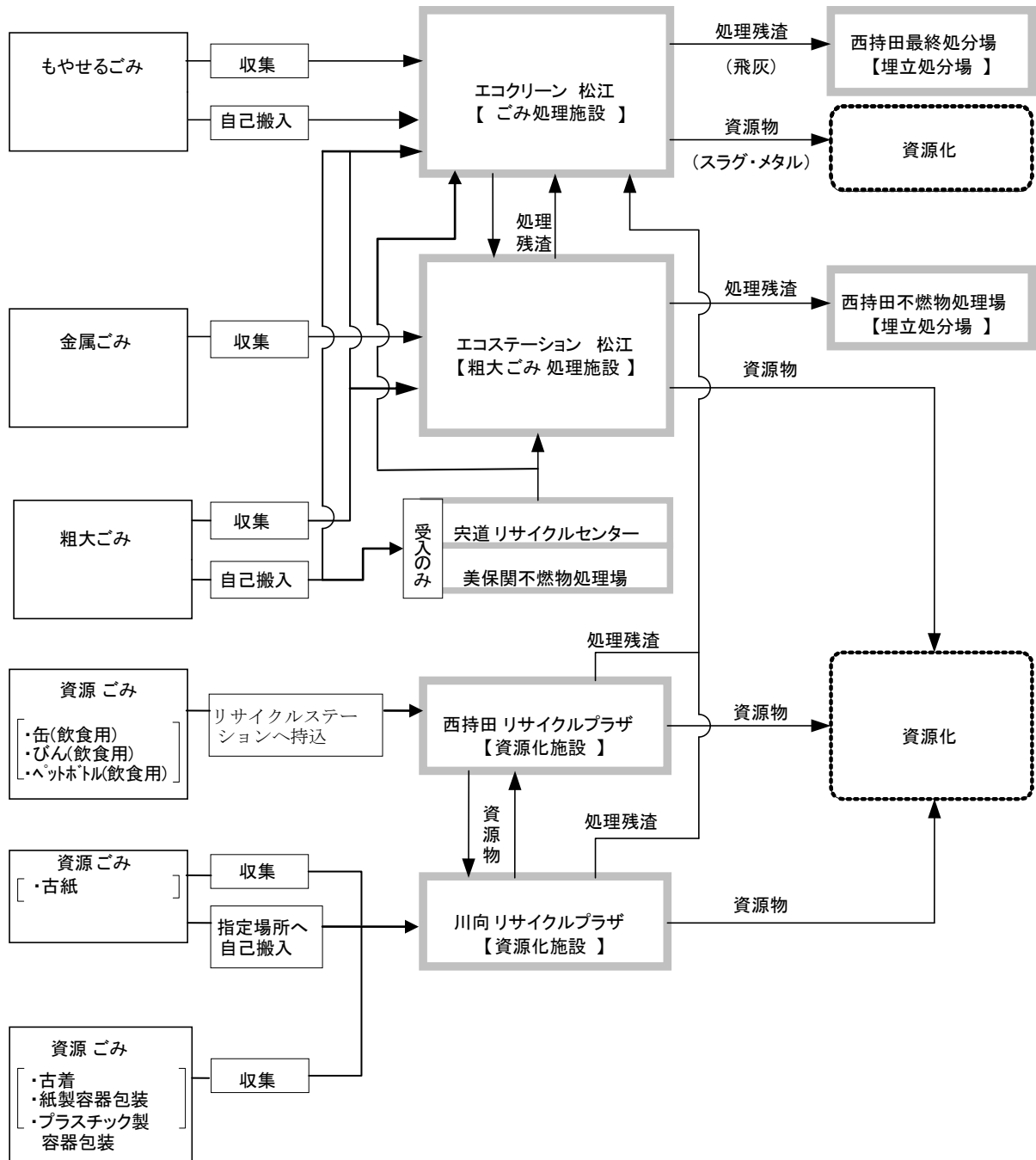
5. 【廃棄物処理の基本方針】

限られた資源を有効活用し、持続可能な社会を形成するために循環型社会の構築が求められる現代社会において、下記の4つの柱を基本方針とし、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、～リサイクル都市日本一～を合言葉に、これら関係者が一体となって取り組むことによって、「環境主都まつえ」を目指す。

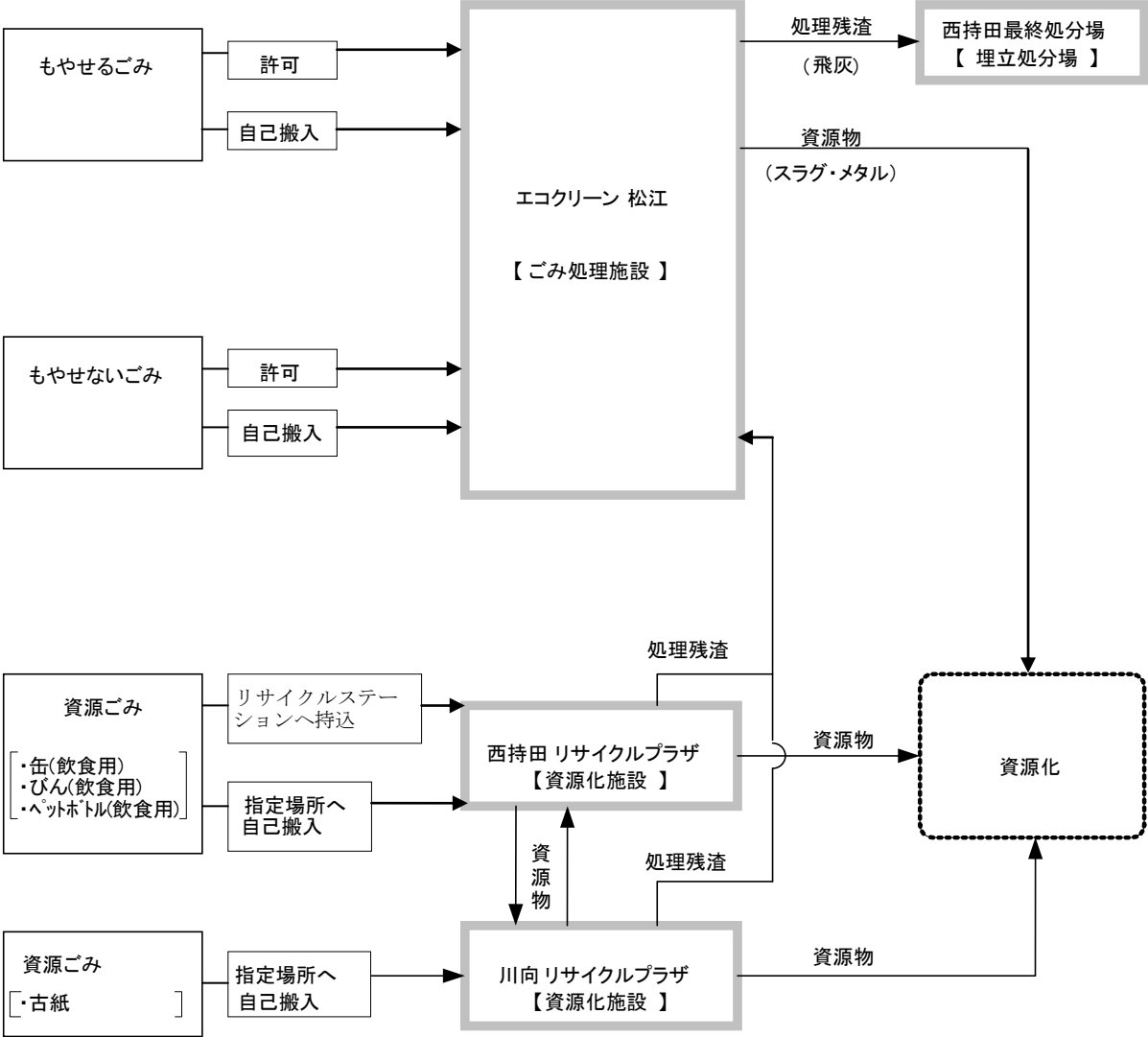
- (1) 必要ないものは断る（リフューズ）
- (2) ごみそのものを減らす（リデュース）
- (3) 繰り返し使う（リユース）
- (4) 再び資源として利用する（リサイクル）

6. 【ごみ処理の基本体系】

家庭系



事業系



第2章 一般廃棄物の処理体制（ごみ）

1. 一般廃棄物の区分及び搬入量の見込み

区分			主な品目	搬入量の見込み（t/年）			
				家庭系	事業系	合計	
1	もやせるごみ	家庭系	調理くず、剪定枝、 廃プラ類、ガラス類 等	39,540	-	58,476	
		事業系	調理くず、紙くず、 剪定枝等	-	18,936		
2	金属ごみ		金属製品類	762	-	762	
3	粗大ごみ		たんす、ベット等指 定袋に入らないごみ	578	-	578	
4	資 源 ご み	古紙・古着		新聞紙、チラシ、段 ボール、紙パック、 シュレツダー古紙、 古着等	6,601	179	6,780
5		缶		飲食用の空き缶	521	0	521
6		びん		飲食用、調味料等の 空きびん	1,440	1	1,441
7		ペットボトル		飲食用、調味料等の ペットボトル	467	1	468
8		紙製容器包装		 マーク表示のあ る包装紙、容器等	490	-	490
9		プラスチック製容器包装		 マーク表示のあ る包装、容器等	1,304	-	1,304
10	もやせないごみ	事業系	従業員の飲食等に伴 う缶、びん、ペット ボトル、弁当容器等	-	1,198	1,198	
小計（直接処理量）1～10				51,703	20,315	72,018	
合計（直接処理量）				51,703	20,315	72,018	
11	市民が行うボランティア清掃に伴って発生する下 排水溝汚泥等			212	-	212	
12	動物死骸			-	-	890 頭	

※11 下排水溝汚泥等、12 動物死骸の量は再掲

2. 収集運搬する一般廃棄物

区分		収集運搬主体		収集頻度
1	もやせるごみ	家庭系	市（委託）	週 2 回
		事業系	許可業者・排出者	必要の都度
2	金属ごみ	家庭系	市（委託）	月 1～2 回
3	粗大ごみ	家庭系	市（委託）	年 2 回
			許可業者・排出者	必要の都度
4	古紙・古着 ※事業系は古紙のみ	家庭系	市（委託）	月 2～3 回
		事業系	排出者	必要の都度
5	缶	家庭系	市（委託）	必要の都度
		事業系	排出者 リサイクルステーション 分は市（委託）	必要の都度
6	資源 ごみ びん	家庭系	市（委託）	必要の都度
		事業系	排出者 リサイクルステーション 分は市（委託）	必要の都度
7	ペットボトル	家庭系	市（委託）	必要の都度
		事業系	排出者 リサイクルステーション 分は市（委託）	必要の都度
8	紙製容器包装	家庭系	市（委託）	月 2～3 回
9	プラスチック製容器包装	家庭系	市（委託）	週 1 回
10	もやせないごみ (※事業系区分のみ)	事業系	許可業者・排出者	必要の都度
11	下排水溝汚泥等	家庭系	市（委託）	必要の都度
12	動物死骸	-	市（委託）・管理者等	必要の都度

3. 家庭系ごみの収集運搬方法

(1) 収集運搬方法

- 家庭系ごみは、「1. 一般廃棄物の区分及び搬入量の見込み」により、「資源・ごみ収集日程表」で定める指定日に収集運搬する。
- 引越し等により一時的に多量に発生した場合は、自ら市の処理施設に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。
- 自己搬入は、エコクリーン松江とし、受付は月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）と毎月第2日曜日及び12月第4日曜日の午前9時から11時30分まで、午後1時から4時までとする。
- ただし、宍道リサイクルセンター及び美保関不燃物処理場は、粗大ごみに限り、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前9時から11時30分まで、午後1時から4時まで受付を行う。

(2) 委託業者

区 分	業 者 名	車 両
もやせるごみ	松江環境整備事業協同組合	26 台
	松江八束清掃協同組合	8 台
金属ごみ	松江環境整備事業協同組合	2 台
粗大ごみ	松江八束清掃協同組合	4 台
古紙・古着	松江広域再生資源協同組合	8 台
缶	松江八束清掃協同組合	3 台
びん	松江八束清掃協同組合	6 台
ペットボトル	松江八束清掃協同組合	3 台
紙製容器包装	松江八束生活環境保全事業協同組合	4 台
プラスチック製容器包装	松江八束清掃協同組合	7 台
下排水溝汚泥等	(有) 島根浄化槽サービスセンター	-
動物死骸	(有) 島根浄化槽サービスセンター	-

(3) 排出方法

- ステーション方式を基本とするが、市街地等の地理的条件等により、やむを得ないと市長が認めた場合は、戸別収集を認める。
- ア. もやせるごみ・金属ごみ・紙製容器包装・プラスチック製容器包装
- それぞれ市の家庭用指定ごみ袋に入れ、指定日の午前8時30分までに、決められたごみ集積所に搬出する。

➤ 分別方法は「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」を遵守する。

イ. 飲食用缶・飲食用びん・飲食用ペットボトル

- それぞれ常設のリサイクルステーションに搬出する。
- 分別方法は「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」を遵守する。

ウ. 古紙・古着

- 古紙はひもで十文字に束ね、古着は中身が確認できる袋に入れ、指定日の午前8時30分までに、決められたごみ集積所に搬出する。
- 古紙は、市内10箇所（環境センター、川向リサイクルプラザ、鹿島・島根・美保関・八束・八雲・玉湯・宍道・東出雲の各支所）の拠点回収場所へ自己搬入する。
- 分別方法は「資源とごみの分け方・出し方パンフレット」を遵守する。

エ. 粗大ごみ

- 年2回(1回につき2個程度)無料収集を行う。

オ. 下排水溝汚泥等

- 市民が行うボランティア清掃に伴って生じる汚泥等については、委託業者により収集運搬する。

4. 家庭系ごみの処理手数料等

(1) ごみ処理手数料

- 「資源・ごみ収集日程表」に基づき行う収集の処理手数料は、収入証紙（ごみ袋）により徴収する。
- 自己搬入のごみ処理手数料は、重量により車両1台ごとに徴収する。

種別	種類	10㍑	20㍑	30㍑	45㍑
	大きさ				
家庭系	もやせるごみ	10円	20円	30円	41円
	金属ごみ	-	14円	16円	19円
	容器包装ごみ	-	14円	16円	19円
	自己搬入	100kgあたり410円（端数切り上げ）			

(2) 自己搬入ごみの処理手数料の減免

- 町内会、自治会、ボランティア団体等が行う無償ボランティア活動に伴い発生した清掃ごみ。

- 手数料を納付する資力がないと認められる者。
- 家庭系一般廃棄物を収集するためのごみステーションで、老朽化等の理由により更新され、不要となったもの。
- 水害等の自然災害及び住宅火災によって発生したごみ。(ただし、事業所を除く)
- その他、市長が必要と認めたもの。

(3) 収集及び処理にかかるごみ処理手数料の減免

- 町内会、自治会、ボランティア団体等が行う無償ボランティア活動に伴い発生した清掃ごみ。

5. 事業系ごみの収集運搬方法

(1) 収集運搬方法

- 事業系廃棄物は、「1. 一般廃棄物の区分及び搬入量の見込み」の区分等により、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。
- 排出者は減量化・資源化に努め、市の処理施設で処理を行う場合は、自ら市の処理施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。

(2) 排出方法

- 排出方法は、排出者の自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬とする。
- ア. もやせるごみ・もやせないごみ
 - それぞれ市の事業所用指定ごみ袋に入れて搬入することを原則とする。
- イ. 古紙類・飲食用の缶、びん、ペットボトル（従業員の飲食に伴うものに限る）
 - 市内 10 箇所（環境センター、川向リサイクルプラザ、鹿島・島根・美保関・八束・八雲・玉湯・宍道・東出雲の各支所）の拠点回収場所へ自己搬入する。
 - 飲食用の缶、びん、ペットボトルについては、極力それぞれ常設のリサイクルステーションに入れる。

6. 事業系ごみの処理手数料等

(1) ごみ処理手数料

- 自己搬入は重量により車両 1 台ごとに徴収する。
- 手数料はそれぞれ 100kg ごとに 1,540 円とする。
- 拠点回収場所に持ち込まれた、古紙類は無料とする。

種別	種類	自己搬入
	大きさ	
事業系	もやせるごみ	100 kgあたり 1,540 円（端数切り上げ）
	もやせないごみ	100 kgあたり 1,540 円（端数切り上げ）

7. 一般廃棄物の処分方法

区分		処理施設	処分方法
1	もやせるごみ	家庭系	エコクリーン松江 溶融処分を行い、溶融に伴い発生するスラグ及びメタルは民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 飛灰は最終処分場に埋立を行う。 溶融処分困難物は民間施設へ処理委託を行う。
		事業系	
2	金属ごみ	エコステーション松江	選別を行い、民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 選別に伴い発生する残渣はエコクリーン松江で溶融処分を行う。
3	粗大ごみ	エコクリーン松江	可燃性粗大ごみは、破碎を行い、溶融処分を行う。
		エコステーション松江	不燃性粗大ごみは、破碎を行い、民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。
4	古紙・古着 ※事業系は古紙のみ	家庭系	川向リサイクルプラザ 選別を行い、圧縮梱包して民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 選別に伴い発生する残渣はエコクリーン松江で溶融処分を行う。
		事業系	
5	資源ごみ 缶	家庭系	西持田リサイクルプラザ 選別を行い、圧縮成形して民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処分を行い、不燃性残渣はエコステーション松江に移送する。
		事業系	
6	びん	家庭系	西持田リサイクルプラザ 選別を行い、カレット状に粉碎又は破碎して民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 リターナブルびんは、そのまま民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処分を行う。
		事業系	

区分			処理施設	処分方法
7	資 源 ご み	ペットボトル	西持田リサイクルプラザ	選別を行い、圧縮成形して民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処分を行う。
			事業系	
8		紙製容器包装	川向リサイクルプラザ	選別を行い、圧縮梱包して民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。
9		プラスチック製容器包装	川向リサイクルプラザ	選別を行い、圧縮梱包して民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。選別に伴い発生する可燃性残渣は、エコクリーン松江で溶融処分を行う。
10		もやせないごみ (※事業系区分のみ)	エコクリーン松江	溶融処分を行い、溶融に伴い発生するスラグ及びメタルは民間業者へ引き渡し、リサイクルを行う。 飛灰は最終処分場に埋立を行う。 溶融処分困難物は民間へ処理委託を行う。
11		下排水溝汚泥	西持田不燃物処理場	埋立処分を行う。
12		動物死骸	エコクリーン松江	溶融処分を行う。

8. 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）

(1) 許可業者一覧

許可番号	業者名	住所
101	(株) コナンクリーンシステム	松江市富士見町 1 番地 14
102	(株) フマイクリーンサービス	松江市八幡町 880 番地 8
103	(有) 上幹総業	松江市松尾町 692 番地
104	(有) 新生清掃社	松江市八幡町 877 番地 1
105	(有) 東部清掃	松江市玉湯町布志名 108 番地 3
106	アースサポート (株)	松江市八幡町 882 番地 2
107	松浦造園 (株)	松江市大庭町 728 番地 6
108	(有) 環建	鳥取県境港市中野町 1800 番地 1
109	三光 (株)	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
111	(有) 海老田金属	鳥取県米子市上福原 1329 番地 13
112	(有) クリーンサービス	松江市宍道町佐々布 1849 番地
113	ワルツ商事 (有)	出雲市白枝町 1185 番地 1
115	(有) まるとも産業	松江市鹿島町北講武 2 番地 10
116	(株) エムエス環境開発	松江市美保関町森山 516 番地
118	日ノ丸西濃運輸 (株)	鳥取県鳥取市湖山町東 3 丁目 40 番地
119	(有) アビットクリーン	島根県安来市飯生町 802 番地 1
120	東亜建物管理 (株)	鳥取県米子市東福原 5 丁目 5 番 10 号
121	(有) トータルクリーン	島根県安来市赤江町 643 番地
124	(有) 錦海化成	鳥取県境港市昭和町 7 番地 3
125	(有) 広島水産加工	広島県呉市阿賀南 6 丁目 2 番 10 号
126	松本清掃整備	松江市東出雲町揖屋 1070 番地
127	(有) あだかえ衛生社	松江市東朝日町 117 番地 1

(2) 許可区分等（許可区分、営業区域は許可業者によって異なる）

- 事業活動に伴う一般廃棄物の収集運搬
- 一時多量ごみの収集運搬
- 特定家庭用機器再商品化法に定める品目の収集運搬
- 特定家庭用機器再商品化法に定める品目の積卸し
- 木くず及び発酵材用おからの収集運搬
- 事業活動に伴う動植物性残渣（魚腸骨）の収集運搬
- 廃食油の収集運搬

(3) 許可の更新期間

- 2 年間

9. 一般廃棄物処理業許可業者（処分業）

(1) 許可業者一覧

許可番号	業者名	住所
301	アースサポート（株）	松江市八幡町 882 番地 2
302	松浦造園（株）	松江市大庭町 728 番地 6
303	三光（株）	鳥取県境港市昭和町 5 番地 17
304	アースサポート（株）	松江市八幡町 882 番地 2
305	アースサポート（株）	松江市八幡町 882 番地 2

(2) 許可区分（許可区分、営業区域は許可業者によって異なる）

- 廃食油の BDF 燃料化
- 木くず・発酵材用おからの堆肥化
- 木くず・紙くず・繊維くずの RPF 燃料化
- 食品残渣の液体肥料化

(3) 許可の更新期間

- 2 年間

第 3 章 一般廃棄物の処理体制（し尿・浄化槽汚泥等）

1. 収集運搬体制及び排出量の見込み

区分	収集運搬主体	収集頻度	排出量見込み (kl/年)	
し尿	委託業者	定期又は申込みの都度	4,167	
浄化槽汚泥等	松江市全域	許可業者	必要の都度	7,219
	集落排水事業・コミュニティプラントから発生する脱水汚泥を除く物（東出雲町意東地区を除く松江市の区域）	委託業者	必要の都度	4,040

浄化槽汚泥等	集落排水事業から発生する脱水汚泥（東出雲町意東地区を除く松江市の区域）	委託業者	必要の都度	264
	集落排水事業から発生する物（東出雲町意東地区の区域）	-	-	344
	小計			11,867
合計				16,034

2. 一般廃棄物の収集運搬方法

(1) 収集運搬方法

- し尿は、「1. 収集運搬体制及び排出量の見込み」のとおり収集運搬する。
- 浄化槽汚泥、ビルピット汚泥は、設置者自らが許可業者へ依頼し、収集運搬する。

(2) 委託業者・許可業者

区分		業者名	車両
し尿	委託	松江八束清掃協同組合	12台
浄化槽汚泥等	許可	※一般廃棄物処理業許可業者	69台
	委託	松江八束生活環境保全事業協同組合	31台

浄化槽汚泥等	集落排水事業から発生する脱水汚泥（東出雲町意東地区を除く松江市の区域）	委託	松江八東生活環境保全事業協同組合	7台
--------	-------------------------------------	----	------------------	----

※P16 6.一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）（1）許可業者一覧に掲載

3. し尿の処理手数料

（1）し尿処理手数料

- し尿収集予定表又は申込みにより行う収集運搬及び処分に係る手数料は、従量制とし、徴収方法はし尿処理券（18ℓあたり 195 円）とする。

4. 浄化槽汚泥等の処理手数料

（1）浄化槽汚泥等処理手数料

- 浄化槽汚泥の処分は、浄化槽汚泥等の抜き取り（下水道へ切り替えの場合の汚泥の抜き取りを含む）及び収集運搬を松江市許可業者に依頼し、処分は川向クリーンセンターで行うことから、浄化槽汚泥等処分手数料（18ℓあたり 59 円）に併せ、許可業者が定める収集運搬料とする。

5. 一般廃棄物の処分方法

区分		処理施設	処分方法
し尿			
浄化槽汚泥等	松江市の区域	川向クリーンセンター	し尿・浄化槽汚泥を汚泥脱水機に投入し、分離液は希釈して下水道へ放流し、脱水汚泥はエコクリーン松江に搬入し、助燃材として利用する。
	集落排水事業・コミュニティプラントから発生する脱水汚泥を除く物（東出雲町意東地区を除く松江市の区域）		

浄化槽汚泥等	集落排水事業から発生する脱水汚泥（東出雲町意東地区を除く松江市の区域）	三光株式会社	汚泥を乾燥し、発酵させ、堆肥を製造しリサイクルを行う。
	集落排水事業から発生する物（東出雲町意東地区の区域）	意東地区農業集落排水処理施設	汚泥を乾燥し、発酵させ、堆肥を製造しリサイクルを行う。

6. 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬業）

(1) 許可業者一覧

許可番号	業者名	本社等住所
201	(有) マツジョウ	松江市上乃木2丁目14番12号
202	まつばら環境(株)	松江市寺町99番地1
203	(有) 丸善浄化槽管理事務所	松江市朝日町274番地
204	(有) 島根浄化槽サービスセンター	松江市新町38番地3
205	(有) オリオン環境管理センター	松江市八幡町880番地55
206	(有) 松江環境衛生工業	松江市八幡町877番地1
207	(株) 環境テクニカ	松江市東津田町1371番地48
208	(有) 平和衛生社	雲南市三刀屋町下熊谷1404番地
209	(有) 雲南浄化槽センター	出雲市荒茅町534番地
210	(有) フジハラメンテナンス	雲南市木次町里方961番地1
212	松本衛生	松江市八束町入江353番地3

(2) 許可区分（許可区分、営業区域は許可業者によって異なる）

- 浄化槽汚泥の収集運搬
- ビルピット汚泥の収集運搬

(3) 許可の更新期間

- 2年間

7. 浄化槽清掃業許可業者

(1) 許可業者一覧

許可番号	業者名	本社等住所
1	(有) マツジョウ	松江市上乃木 2 丁目 14 番 12 号
2	まつばら環境 (株)	松江市寺町 99 番地 1
3	(有) 丸善浄化槽管理事務所	松江市朝日町 274 番地
4	(有) 島根浄化槽サービスセンター	松江市新町 38 番地 3
5	(有) オリオン環境管理センター	松江市八幡町 880 番地 55
6	(有) 松江環境衛生工業	松江市八幡町 877 番地 1
7	(株) 環境テクニカ	松江市東津田町 1371 番地 48
8	(有) 平和衛生社	雲南市三刀屋町下熊谷 1404 番地
9	(有) 雲南浄化槽センター	出雲市荒茅町 534 番地
10	(有) フジハラメンテナンス	雲南市木次町里方 961 番地 1
11	松本衛生	松江市八束町入江 353 番地 3

(2) 許可区分 (営業区域は許可業者によって異なる)

- 単独浄化槽及び合併浄化槽の清掃

(3) 許可の更新期間

- 3 年間

(旧廃棄物処理法律第 9 条「し尿浄化槽清掃業」の許可を受けた者は除く。)

第 4 章 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可方針

1. 一般廃棄物処理業 (ごみ) の許可方針

(1) 一般廃棄物処理業 (収集運搬業)

- 既存の許可業者の積載能力や運搬実績並びに排出量の減少傾向が今後も続くと見込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の許可は行わない。
- 平成 23 年 8 月 1 日に行った、東出雲町との合併に伴う許可業者の営業区域については、現行の営業区域の範囲で困難性は発生していないことから、当面は営業区域の変更に係る許可は行わない。

(2) 一般廃棄物処理業 (処分業)

- 現行の許可業者で適正な処分が確保できるため、原則として新規の許可は行わない。

2. 一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥等）の許可方針

(1) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）

- し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬は、委託業者及び許可業者で適正な収集運搬が確保できることから、原則として新規の許可は行わない。
- 平成 23 年 8 月 1 日に行った、東出雲町との合併に伴う許可業者の営業区域については、現行の営業区域の範囲で困難性は発生していないことから、当面は営業区域の変更に係る許可は行わない。

(2) 一般廃棄物処理業（処分業）

- し尿、浄化槽汚泥の処分は、本市が設置する処理施設で行うことから、新規の許可は行わない。

3. 浄化槽清掃業の許可方針

(1) 浄化槽清掃業

- 現行の許可業者で適正な業務実施が確保できるため、原則として新規の許可は行わない。
- 平成 23 年 8 月 1 日に行った、東出雲町との合併に伴う許可業者の営業区域については、現行の営業区域の範囲で困難性は発生していないことから、当面は営業区域の変更に係る許可は行わない。

第 5 章 一般廃棄物処理施設

1. 施設概要

(1) エコクリーン松江

所在地	松江市鹿島町上講武 1669 - 1
稼動年月	平成 23 年 4 月
処理対象物	もやせるごみ・可燃性粗大ごみ・もやせないごみ
ごみ処理施設	
処理形式	シャフト式ガス化溶融炉
施設能力	255 t / 24 h (85 t / 24 h × 3 炉)

(2) エコステーション松江

所在地	松江市西持田町 627-2
稼動年月	平成 14 年 4 月
処理対象物	金属ごみ・不燃性粗大ごみ
粗大ごみ処理施設	
処理形式	破碎・選別・圧縮
施設能力	59 t / 5 h

(3) 西持田不燃物処理場

所在地	松江市西持田町 641
稼動年月	平成 14 年 4 月
処理対象物	溶融処理困難物
最終処分場	
埋立容量	545,000 m ³
残余容量	66,913 m ³

(4) 西持田リサイクルプラザ

所在地	松江市西持田町 621
稼動年月	平成 10 年 10 月
処理対象物	缶・びん・ペットボトル
選別圧縮施設	
処理形式	破碎・選別・圧縮・保管
処理能力	16 t / 5 h

(5) 川向リサイクルプラザ

所在地	松江市竹矢町 1439 - 5
稼動年月	平成 14 年 10 月
処理対象物	古紙類・古着・紙製容器包装・プラスチック製容器包装
選別圧縮梱包施設	
処理形式	選別・圧縮・保管
処理能力	64 t / 5 h

(6) 西持田最終処分場

所在地	松江市西持田町 621
稼動年月	平成 2 年 4 月
処理対象物	処理残渣（飛灰）
最終処分場	
埋立容量	156,641 m ³
残余容量	23,298 m ³

(7) 川向クリーンセンター

所在地	松江市竹矢町 1439 - 4
稼動年月	平成 11 年 4 月
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥等
し尿浄化槽汚泥処理施設	
処理形式	脱水・希釈
処理能力	51kl / 24 h

(8) 朝日ヶ丘団地地域し尿処理施設

所在地	松江市古曾志町（朝日ヶ丘団地）
稼動年月	昭和 63 年 9 月
処理対象物	し尿・雑排水
し尿処理施設	
処理形式	長時間ばっ気方式＋高度処理
処理能力	680 k l / 24 h

(9) 意東地区農業集落排水処理施設

所在地	松江市東出雲町下意東 1496 番地 1
稼動年月	平成 21 年 4 月
処理対象物	浄化槽汚泥
浄化槽汚泥処理施設	
処理形式	高温好気発酵分解
処理能力	1.53 k l / 24 h

(10) 移動脱水処理施設（車両）

所在地	市内一円
稼動年月	平成 28 年 4 月
処理対象物	浄化槽汚泥
浄化槽汚泥処理施設	
処理形式	多重板スクリー
処理能力	90～144 kg・Ds / h

第 6 章 ごみ排出抑制・資源化の目標

1. 基本方針

- ごみ減量化のため、市民や事業者へ意識啓発を行う。
- マイバック持参を推進する。
- ごみ問題を率先して取り組むリーダー市民の育成を図る。

(1) 家庭系ごみの施策

項目	内容
施設を活用した環境教育と意識啓発	川向リサイクルプラザ内の「くりんぴーす」において、施設見学を兼ねたリサイクル体験教室を開催するとともに、市民から提供された家具又は再生修理した家具などの展示と市民への提供を行う「護美の市」を開催する。 また、各ごみ処理施設において、学校・地域からの見学者を受け入れ、ごみ処理の現状を理解してもらうとともに、市民のごみに対する知識や分別徹底、リサイクルの重要性について理解を深める。

広報誌等を活用した情報発信	市民記者が自ら取材・編集を行い、市民目線での紙面づくりを目指し、「エコタウンまつえ」を発行し、環境に関連する旬な話題を市民に発信している。 また、本市のホームページに資源ごみの再生利用に関する情報を掲載するとともに、分別の徹底やリサイクルについての啓発を行う。
ごみ減量貯金箱 (環境活動事業補助金)	ごみの減量などの環境保全活動を支援し、環境意識の高揚を図るため補助金を交付する。
ごみの減量化、処理費用の削減	家庭から排出される可燃ごみの40～50%は生ごみであり、そのうちの80%が水分となっていることから、ごみの溶融において、助燃材を多く必要とし焼却コスト増の大きな要因となっている。 このような状況から、各家庭において生ごみの水切りによる家庭ごみの減量、ごみ処理費の抑制に向けて「まつえ環境市民会議」、小売店、市生活環境保全推進員などと連携し啓発を行う。
マイバックの推進	ごみの減量及びCO2排出量の削減を目的に、スーパー等の事業者、市民団体及び行政で構成する「レジ袋削減推進協議会」を設立。参加事業者の各店舗において無料レジ袋の配布を中止し、レジ袋の有料化を行い、マイバック持参運動を行う。 また、有料レジ袋の収益金を環境団体等へ寄付する活動を実施するとともに、参加事業者を増やしていくための取り組みを行い、市民のマイバック持参運動の普及を図る。
分別啓発ステッカーによる啓発	ごみの適正排出及び適正分別の徹底を図るため、計画収集に排出されたごみが、分別区分と違う場合は、分別啓発ステッカーによる啓発を行う。
松江市生活環境保全推進員	地域の環境保全活動を市民の皆様と行政が一体となって取り組んでいくため、地域のリーダーとして124名を委嘱し、ごみの分別や環境美化について、地域に密着した指導、啓発を行う。

第7章 不法投棄対策

1. 基本対策

- 監視カメラの設置、不法投棄防止看板の提供により、住民支援を行う。
- 土地の管理者等に対し、未然防止策（防止看板、標識ロープ及び防護ネット等）についての情報共有により、不法投棄されにくい環境づくりを進める。
- 監視体制の強化を図るため、不法投棄重点監視地区を選定し、環境月間中に地域住民及び関係部署と監視パトロールを実施する。
- 生活環境保全推進員、地元住民、警察等との協力体制の強化によって、投棄者の究明を行い、判明した場合は、投棄者による迅速な原状回復を行う。
- 投棄者が判明しない場合は、当該土地の占有者（占有者がいない場合は管理者）の責任において適正処理を行うことを原則とする。

第8章 海岸漂着ごみの処理

1. 基本対策

- 市民、事業所、団体が実施する海岸のボランティア清掃に支援を行う。
- 島根県地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し海岸漂着ごみの回収を行う。

第9章 今後の方針

1. 使用済み小型家電機器等の再資源化について

- 「使用済み小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴う対象品目の選定、収集方法及び再資源化手法については、近隣自治体の動向及び認定事業者等の状況を踏まえ、具体的な検討を行うこととする。